

道路運送車両の保安基準

昭和26年7月28日運輸省令第67号

（騒音防止装置）

第三十条 自動車（被牽引自動車を除く。以下この条において同じ。）は、騒音を著しく発しないものとして、構造、騒音の大きさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

2 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止することができるものとして、構造、騒音防止性能等に関し告示で定める基準に適合する消音器を備えなければならない。

3 法七十五条の二第一項の規定によりその型式について指定を受ける騒音防止装置は、当該装置を備える自動車を第一項の基準に適合させるものでなければならない。

（自動車の騒音防止装置）

第40条 自動車（被牽引自動車を除く。以下この条において同じ。）が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第30条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）を除く。）は、別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音を **dB** で表した値が **85dB** を超える騒音を発しない構造であること。
- 二 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）、排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音を **dB** で表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。

自動車の種別		騒音の大きさ
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		110
普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下この条並びに別添38「近接排気騒音の測定方法」、別添39「定常走行騒音の測定方法」及び別添40「加速走行騒音の測定方法」において同じ。）を除く。）	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの	99
	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下のもの	98
	車両総重量が3.5t以下のもの	97
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）	車両の後部に原動機を有するもの	100
	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	96
小型自動車及び軽自動車（側車付二輪自動車に限る。）		94

二の2 二輪自動車（側車付二輪自動車、排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、協定規則第41号の技術的な要件（同規則第4改訂版の規則6.2.1.に限る。）に定める方法により測定した近接排気騒音を **dB** で表した値が **94dB** を超える騒音を発しない構造であること。

三 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）を除く。）は、法第75条第4項の検査又は施行規則第62条の3第5項若しくは第62条の4の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。）にあつては、新規検査又は予備検査）の際、別添39「定常走行騒音

の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音を dB で表した値及び別添 40 「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音を dB で表した値がそれぞれ次の表の定常走行騒音及び加速走行騒音の欄に掲げる値を超えない構造であること。

自動車の種別		騒音の大きさ		
		定常走行騒音	加速走行騒音	
普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車及び二輪自動車	車両総重量が 3.5 t を超え、原動機の最高出力が 150kW を超えるもの	全輪駆動車、セミトレーラーを牽引する牽引自動車及びクレーン作業用自動車	83	82
		全輪駆動車、セミトレーラーを牽引する牽引自動車及びクレーン作業用自動車以外のもの	82	81
(側車付二輪自動車を含む。)を除く。	車両総重量が 3.5 t を超え、原動機の最高出力が 150kW 以下のもの	全輪駆動車	80	81
		全輪駆動車以外のもの	79	80
	車両総重量が 3.5 t 以下のもの	74	76	
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。)		72	76	
小型自動車(側車付二輪自動車に限る。)		72	73	
軽自動車(側車付二輪自動車に限る。)		71	73	

四 二輪自動車(側車付二輪自動車を除く。)は、協定規則第 41 号の技術的な要件(同規則第 4 改訂版の規則 6. に限る。)に定める基準に適合する構造であること。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第 41 号第 4 改訂版 6.2. 及び 6.3. の規定にかかわらず、協定規則第 41 号第 4 改訂版 8.2. 及び 8.3. の規定に適合する構造であればよいものとする。

2 内燃機関を原動機とする自動車が備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し保安基準第 30 条第 2 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 消音器に破損又は腐食がないものであること。
- 二 消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造(一酸化炭素等発散防止装置と構造上一体となっている消音器であって、当該一酸化炭素等発散防止装置の点検又は整備のために分解しなければならない構造のものを除く。)でないこと。

（自動車の騒音防止装置）

第118条 自動車（被牽引自動車を除く。以下この条において同じ。）が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第30条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）を除く。）は、別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が85dBを超える騒音を発しない構造であること。
- 二 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）、排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。

自動車の種別		騒音の大きさ
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		110
普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの	99
	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下のもの	98
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）	車両総重量が3.5t以下のもの	97
	車両の後部に原動機を有するもの	100
小型自動車及び軽自動車（側車付二輪自動車に限る。）	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	96
		94

- 三 二輪自動車（側車付二輪自動車、排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、協定規則第41号の技術的な要件（同規則第4改訂版の規則6.2.1.に限る。）に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が94dBを超える騒音を発しない構造であること。
- 四 二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）は、協定規則第41号の技術的な要件（同規則第4改訂版の規則6.に限る。）に定める基準に適合する構造であること。
- 五 次に掲げる騒音防止装置（二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）に備えるものに限る。）であって、その機能を損なう損傷等のないものは、第3号及び第4号に掲げる基準に適合するものとする。
- イ 指定自動車等に備えられているもの同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた騒音防止装置

- ロ 法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置
- 2 内燃機関を原動機とする自動車が備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し保安基準第30条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
- 一 消音器の全部又は一部が取り外されていないこと。
 - 二 消音器本体が切断されていないこと。
 - 三 消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。
 - 四 消音器に破損又は腐食がないこと。
 - 五 消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造（一酸化炭素等発散防止装置と構造上一体となっている消音器であって、当該一酸化炭素等発散防止装置の点検又は整備のために分解しなければならない構造のものを除く。）でないこと。
 - 六 消音器が加速走行騒音を有効に防止するものであること（乗車定員が11人以上の自動車、車両総重量が3.5トンを超える自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）
- 3 次に掲げる消音器は、前項第六号の基準に適合するものとする。
- 一 次のいずれかの表示があるもの
 - イ 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器に行う表示
 - ロ 法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定を受けた騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の3第1項の特別な表示
 - ハ 別添112「後付消音器の技術基準」に基づく性能等確認済表示
 - ニ 協定規則第9号、第41号若しくは第51号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合する自動車が備える消音器に表示される特別な表示
 - ホ 協定規則第59号若しくは第92号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合する消音器に表示される特別な表示
 - 二 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器
 - イ 公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をdBで表した値が82dB以下であることが明らかである自動車
 - ロ 外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第9号、第41号若しくは第51号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合することが明らかである自動車

（自動車の騒音防止装置）

第196条 自動車（被牽引自動車を除く。以下この条において同じ。）が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第30条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）を除く。）は、別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が85dBを超える騒音を発しない構造であること。
- 二 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）、排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。

自動車の種別		騒音の大きさ
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		110
普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの	99
乗車定員10人以下の自動車及び二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下のもの	98
	車両総重量が3.5t以下のもの	97
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）	車両の後部に原動機を有するもの	100
	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	96
小型自動車及び軽自動車（側車付二輪自動車に限る。）		94

- 三 二輪自動車（側車付二輪自動車、排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、協定規則第41号の技術的な要件（同規則第4改訂版の規則6.2.1.に限る。）に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が94dBを超える騒音を発しない構造であること。
- 2 内燃機関を原動機とする自動車が備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し保安基準第30条第2項の告示で定める基準は次の各号に掲げる基準とする。
 - 一 消音器の全部又は一部が取り外されていないこと。
 - 二 消音器本体が切断されていないこと。
 - 三 消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。
 - 四 消音器に破損又は腐食がないこと。
 - 五 消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造（一酸化炭素等発散防止装置と構造

上一体となっている消音器であって、当該一酸化炭素等発散防止装置の点検又は整備のために分解しなければならない構造のものを除く。）でないこと。

六 消音器が加速走行騒音を有効に防止するものであること（乗車定員が 11 人以上の自動車、車両総重量が 3.5 トンを超える自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）

3 次に掲げる消音器は、前項第六号の基準に適合するものとする。

一 次のいずれかの表示があるもの

イ 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器に行う表示

ロ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた騒音防止装置の消音器に表示される同法第 75 条の 3 第 1 項の特別な表示

ハ 別添 112「後付消音器の技術基準」に基づく性能等確認済表示

ニ 協定規則第 9 号、第 41 号若しくは第 51 号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合する自動車が備える消音器に表示される特別な表示

ホ 協定規則第 59 号若しくは第 92 号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合する消音器に表示される特別な表示

二 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器

イ 公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音を dB で表した値が 82dB 以下であることが明らかである自動車

ロ 外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第 9 号、第 41 号若しくは第 51 号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合することが明らかである自動車